

平成24年第1回今帰仁村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜日	区分	摘要
第1日	2月10日	金	本会議	1. 開会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 議案の上程及び提案理由の説明 質疑・討論・採決 5. 閉会

議 決 の 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	議決月日	議決結果
議案第1号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	村 長	2月10日	原案可決
議案第2号	指定管理者の指定について	村 長	2月10日	原案可決
議案第3号	平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	村 長	2月10日	原案可決
議案第4号	工事請負契約について	村 長	2月10日	原案可決
議案第5号	工事請負契約について	村 長	2月10日	原案可決
報告第1号	専決処分の報告について	村 長	2月10日	報 告

平成24年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年2月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月10日 午後3時00分		
	閉 会	2月10日 午後4時58分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人		
	副 村 長	大 嶺 英 恭		
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋		
福祉保健課長	島 袋 輝 也			

平成24年第1回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成24年2月10日（金曜日）

1. 開 会 午後3時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第1号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第2号	指定管理者の指定について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第3号	平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
6	議案第4号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
7	議案第5号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
8	報告第1号	専決処分の報告について	報 告

○ 議長 久田浩也君 ただいまから平成24年第1回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻 午後3時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第12条の規定によって、5番 與那嶺篤哉議員及び6番 座間味邦昭議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第1号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村茸生産出荷施設に係る契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等、一連の不手際を厳しく受け止め、村長の給料月額及び副村長の給料月額を減額するため、この条例を提出します。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

4 平成24年3月1日から平成24年5月1日までの間、村長及び副村長の給料月額については、第3条に定める別表第1の規定にかかわらず、同条別表第1の規定により支給されることとなる額から、その額の村長及び副村長は100分の15に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番。
- 9番 山城 太君 御質疑いたします。村長、副村長の15%給与減額なんですけど、これの詳細の説明を求めます。それと以前、去年の12月26日には2月1日からの予定になっているんですけども、この急な変更はどういった理由なのか、答弁を求めます。
- 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えします。
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容の説明でございますけれども、平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間、村長及び副村長の給料月額について、3カ月間、村長の特別職の給与に関する条例第3条に定める別表第1の規定に定める本則の給料にかかわらず、同条別表第1の規定により支給されることとなる額から、その額の村長及び副村長は100分の15、15%の減額をするという内容でございます。それから、去る12月26日に今帰仁村茸生産出荷施設に係る対応等についての報告において、村長及び副村長について平成24年2月1日から平成24年4月30日までの3カ月間、給料月額の100分の15を減額するというところで報告をしていたところでございますけれども、これにつきましては3月1日から5月31日までの3カ月間となったのは、給与事務の事務上の関係で3月1日から5月31日までの間の3カ月間となったものでございます。以上です。
- 議長 久田浩也君 9番。
- 9番 山城 太君 ちょっと物足りない答弁なんですけれども、この減額の理由、提案書の中にある契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等、一連の不手際を厳しく受け止めるとあります。この詳細の説明を求めます。
- 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 山城徳男君 今回の減額、減給処分に至った理由につきましては、今帰仁村茸生産出荷貸付契約等に基づく管理運営協議会の適切な運営を欠いたということ。それからまた同契約書の適正を欠いた変更契約、それから監査役の設置及び経営監査の実施の適切な監査を実施していなかったと。それから茸生産出荷施設に関する議員からの資料請求に対する提出資料の不備、それから乙羽有機から今帰仁きのこ園経営移譲の経緯に対する不適切な対応等々、一連の不手際等によるものであります。
- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時10分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時10分)

9番。

○ 9番 山城 太君 再度質疑しますが、この不適切、何遍も聞こえるんですけども、この内容ですね。すべてにおいて答弁を求めます。そしてまたもう1点、なぜ15%なのか。この15%という評価ですね。50%でもよければ90%でもよければ幾らでもいいと思うんですけど、本当に熱意がこもって本当に厳しく受けとめるのであれば全額返納でも構わないと思うんですが、15%というのは村長は約66万9,000円ぐらいですか、計算すると10万350円です。これぐらい引かれても50万円余り残るんですよ。今帰仁村で50万円、給料減額されて50万円余り、四捨五入して60万円もらう人はめったにいないと思うんですけども、これが本当に厳しくそういう状況を含めた村長の熱意なんですか。もう少し下げてもよかったんじゃないですか。これも議会側から、こちら側から求めたことでもなくて、村長みずからなんですけども、これぐらいしかできなかつたのか村長のほうからの答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 質疑にお答えいたします。

先ほどお答えした内容において、ところどころにおいて不適切な対応というふうにお答えしましたけれども、大きなものについては茸生産出荷施設の貸付契約書においては、施設管理運営協議会の開催について定期的に開催することが契約において義務づけられていると。それからまた、監査役員による定期的な経営監査を実施して、それを管理運営協議会に報告すると。そういったことを怠っている中で、設置者としてその指導を怠ったということでございます。さらに、その後に当初、第一生産出荷施設との貸付契約について、設置者にとって著しく不利な内容の変更契約を締結したということ。それから、議員からの茸生産施に関する資料請求に対し、提出した資料の内容の数値等の誤り。それから、請求の内容に違背する説明等々でございます。このようなことが不適切な対応ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

村長、副村長の減給処分について少ないのかなという御意見でございますが、先ほど総務課長からありました4点につきまして、これは村長の責任は非常に大きいものがあると考えております。その中で15%という、これは私は重い処分だというふうに考えております。それぐらいいろいろやるべき事を怠ったということも反省をして、今後このようなことがないように自戒をして、今後は全職員と一緒に引続き締めて運営をしていきたいと、こういう決意の中で15%の減給にいたしました。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 村長の口から現在の給与と、この15%引かれた給与額と今後こういうことがないように取り組んでいくというんですけども、余り期待はしていません。この茸の問題は去年の夏から引きずって半年以上たって今こういう状況です。今後はもっと襟を正して、もっと真剣に真摯に村民の声、議会の声を受けとめて努力してもらいたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時15分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

本当にこれまでの茸に対する問題につきましては、いろいろな御指摘が議会でもございました。村長といたしましても本当に深く反省をしております。そして今後は職員と一体となって、本当に緊張感のある仕事をしていきたい、そのように考えております。そういう意味では15%の減給につきましては、先ほども申し上げましたように本当に申しわけなかったということの一つの処分でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時16分)

答弁漏れです。総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

現行の村長の給料月額につきましては、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第2条の別表によりまして、村長の給料月額は66万9,600円でございます。これの15%の減額ということでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 1号議案の提案理由に、今帰仁村茸生産出荷施設に係る契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等、一連の不手際を厳しく受け止めと、今回の提案理由がありますけれども、その中で、いまだ解明されていないと言いますか、はっきりしていない部分がありますので、それを確認していきたいと思っております。現在の今帰仁きのこ園に平成18年に乙羽有機から経営が移行したわけですが、その時点から現在まで、実は設備投資に9,700万円の金額を要したということで、前の議会で報告がありました。そこで金額どおりの設備投資があったかどうか確認したかどうかを伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

質疑の中で、これまで今帰仁きのこ園が9,700万円の設備投資が行われてきたということで、きのこ園のほうから文書がございました。それを現在のところ精査した段階では、当該きのこ園の決算書にあらわれる部分では9,700万円全額が投資されたというのがうかがい知れませんが、現在のところ決算書の中では3,000万円余りが明らかになっているようなところがございます。その他の投資については、現在のところその詳細についてはまだ確認していないような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これは前にもたしか質問されて、その数字が出たと思うんですけども、経済課長の話でも全額、本当に投資されたかどうかまだ確認されていないということでありますので、ぜひこの金額については、いつまでには精査したいということがありましたら、いつまでとするということで約束できるか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

平成18年4月からこれまで今帰仁きこの園が投資したという9,700万円の詳細についての報告につきましては、3月31日までには報告ができるように最大の努力をしていきたいと思っております。その中で運営協議会も早目に開いて、その中でじっくりと協議をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 茸第一施設につきましては、これまでもいろいろ疑問といたしますか、ありましていろいろ質疑してまいったわけですけれども、なかなか思うように前に進まないという部分もありましたので、ぜひ今回、村長も31日までには究明していくということでもありますので、ぜひこれについては、いい報告が聞けるように期待したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、議案第1号の提案理由の中でいろいろと契約書に対する不適切な履行とか、そういった形で先ほど総務課長のほうからも説明がございましたけれども、不利な契約書を締結したと。どのような不利な契約書を締結したのか、また先ほど乙羽有機に対する不適切な対応と、じゃあどのような不適切な対応を行ったのか、また事務処理等、契約変更、再度もっと具体的にその内容の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時24分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

まず第1点目の不利な内容の契約、変更契約の件でございますけれども、これには当初の貸付契約書第4条の事業経営の権利義務において乙、今帰仁茸生産施設側の有利になるような形の変更でございます。事業運営の権利義務においてですね。

それから2つ目には監査・検査、第6条に定める監査・検査報告について、これもやはり乙に有利になるような形のもので、その内容は乙の権利を侵害しない範囲とするというような形での乙に有利になるような形の契約変更でございます。

それから最後に第8条の契約の有効期間、これについては一番大きな部分でございますけれども、甲乙、双方から契約の解除については申し入れすることができるというような内容のものに対して、乙のほうからのみ解除の請求をすることができるというような内容の変更契約でございます。

もう1点目はですね、今帰仁きこの園から提出された経営上の経営に対する不適切な対応等でございますけれども、これについては…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時28分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 お答えをいたします。

有限会社乙羽有機から今帰仁きこの園経営移譲の経緯という形で今帰仁きこの園から提出された書類で

ございますけれども、この不適切な対応につきましては、その文書の中で村が回答した内容でございますけれども、内容として「経営を引き継いだ以上は、村は経営に対して一切口出ししない」という文言、それから「新会社設立につき、役場より取締役1名、監査役1名、名目だけでよいので入れてほしい旨話があり、名目だけという条件で」という部分。それから、このような経緯のもとに当初の第一きのこ生産施設との貸付契約書を見直し、双方納得のもとに平成23年6月10日に新しい契約を締結したというような文書の提出がございましたけれども、それは事実と合致しない内容でございましたが、これの訂正に当たった対応が適切にできなかったということが不適切な対応でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどの文書については今帰仁きのこ園の社長から文書の提出がございましたけれども…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時30分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 この書類についてはですね、平成23年9月13日に有限会社今帰仁きのこ園代表取締役 丸野精二氏から今帰仁村長あてに有限会社乙羽有機から今帰仁きのこ園経営移譲の経緯という形で乙羽有機から今帰仁きのこ園に経営が移譲された経緯について文書による提出があった件でございます。先ほどお答えしました3点の内容につきましては事実と反する内容であるということから、それについては訂正をして回答をしてもらっている状況でございます。これに対しては、訂正について相当の期間を要して議会に対してはいろいろと御迷惑をおかけしたというような内容でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時32分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時35分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは先ほどの質疑にお答えいたします。

まず第1点目の「経営を引き継いだ以上は、村は経営に対して一切口出ししない」ということに対しては、「経営を引き継いだ以上は、村は運営については引き継ぎ人に任せます」という事実でございます。それから、「役場より取締役1名、監査役1名、名目だけでよいので入れてほしい旨話があり、名目だけという条件で各1名ずつ構成役員に入れた」という内容については、事実は「経営の引き継ぎについて内閣府総合事務局より指導があり、現地在住の廃床を利用した農家を取締役1名、村の監査委員から監査役1名を役員構成に入れた」というふうに訂正でございます。

次に「経営に口を出さない」これについては、「運営については引き継ぎ人に任せる」という内容訂正であります。事実でございます。それから、今申し上げたこのような経緯から「当初の貸付契約書を見直し、相手方納得のもとに平成23年6月10日に新しい契約を締結した」については、「第二生産出荷施設の貸付契約については第一施設の当初契約のもとに村側と利用者側が協議の上、加除修正し契約した。この

契約書をもとに平成23年6月10日に第一生産出荷施設の変更契約を締結した」に訂正をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時39分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 変更契約書の詳しい内容の説明でございますけれども、今持ち合わせている資料の範囲内で説明させていただきます。当初の貸付契約書の第4条事業運営の権利義務。これは第2項で甲及び乙、甲については今帰仁村ということでございます。乙については農業生産法人有限会社今帰仁きのこ園のことでございます。甲及び乙は、乙の運営経営が健全に遂行されているか監督・監査するためとありますけれども、監査するためきのこ生産出荷施設管理運営協議会を設置し、「常設し」というものを「設置し」に改め、そして先ほどの甲及び乙はの中に「乙の権利を侵害しない範囲内で乙の運営・経営が健全に遂行されているか監督・監査するため、茸生産出荷施設運営協議会を「常設」を「設置」に改めた内容であります。

次に、ちょっと前後しておりますけれども、第4条については以上でございます。それから第6条の監査・検査報告でございますけれども、これについては第6条で乙は第4条、先ほどの「第4条第2項で設置する茸生産出荷施設管理運営協議会において、乙が運営する生産施設の内容を報告するものとする」と。そしてまた、「甲及び乙により選任された監査役により、経営監査した内容も同時報告するものとする」というものでございましたが、そこに、ただし書きを加えて「その内容は第4条の乙の権利を侵害しない範囲内とする」というものをつけ加えたと、追加したという形でございます。それから第2項において「甲は乙に貸付する建物、機械の利用状況等について、適正に使用されているか、必要に応じ報告を求めるとともに調査することができるものとする。乙は甲より施設の状況について報告を求められた場合は、速やかに甲に報告するものとする」と。この2項について削除したことでございます。

それから契約解除について、「第7条において甲は乙が本契約に違反し乙にその是正を催告したにもかかわらず当該違反が是正されなかった場合は本契約を解除できる。そこで、また、条例第6条第1項1号、2号、3号に抵触した場合、同様に本契約を解除できる。」そのまたの部分ですね、以下について削除ということでございます。

それから第8条の契約の有効期間です。「この契約の期間は原則として契約の日から1年以内とする」とありますけれども、「1年とする」ということで「以内」を削除。それから、「ただし期間満了後の6カ月前までに乙までに甲」とありますけれども、「甲」を削除。そして、ただしの前に「契約を永続的に継続することを前提として」を追加する。そして「乙双方から」とありますけれども乙双方を、この「双方」を削除。「から何らかの申し出がない」とありますけど、「限り」。そして、次に「この契約の締結を使用するため、契約書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各1通を保存するものとする」と。この部分を削除したいというような内容でございます。

事務処理等につきましては、議員からの資料請求等に対して提出できる書類とできない書類がありましたけれども、提出できる書類の中において数字の誤記や、それから質問の請求の内容に合致しない内容の

資料を提出する等々、そういった不備がたびたび重なっていったということで、議員の質問の趣旨、内容を理解する上で大きな誤解を与える等々であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、いろいろと契約変更の件の内容や事務処理等の問題点でありました。また、これもほかにも条例違反みたいな農業生産法人でない方との契約もあったと思われま。本当にこの問題というのは本当に行政の今回の手続や、いろいろ運営の中での本当に凝縮された問題点があったという認識がある中で、今回、村長にちょっとお伺いしたいんですけども、再度、今話をただけでもすごい行政不手際なり、きのこ園の暴走があるんですね。そういうことに対して村長の見解をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

先ほど座間味議員の質疑の中で答弁として今、総務課長から詳しく説明がございました。こういうことはあってはならないことだと、このように本当に深く反省をしております。そういう中で今回のことを本当に教訓として今後、行政運営に当たりましては緊張感を持って、そして村民の目線に立った行政運営をしっかりとやっていきたいと、こういうふうに強い決意をしているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、本当に村長のほうからも今回の件は反省しているという話でありましたけれども、再度もう一回聞き忘れたことがありまして、いろいろとこの問題というのは私たち議員有志が募って、いろいろ県や国、ほかに弁護士いろいろ駆けずり回った中で、いろいろと話を聞くと県サイドからも総合事務局サイドからもいろいろと指導があったと聞いています。どのような指導があったのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

ただいま座間味議員からの御質疑の内容としましては、今回の一連のきのこ園に対する一連の事務処理等々、国や県からどのような指導があったかという質疑ですけど、一番大きなものは今回、茸第二生産出荷施設の工事発注に伴う生産設備の発注で、随意契約を当初予定をしておりました。その件に関しましては議会の御指摘というのを受けることもありましたけれども、国や県からも随意契約ではなく一般競争入札という手法ということについて指導を受けまして、今回、随意契約から一般競争入札の方式をとりまして実施したような状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時50分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 県のほうからの指導としましてはですね、あえて申し上げますと議員からの資料請求の件でございます。これにつきましては情報公開条例とか関係法令に抵触しない範囲内で最大限できる限りの資料公開に努めるべきであるという内容の指導はたしかあったというふうに記憶しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、説明がございましたけれども、本当に国や県からもいろいろ指導があるようなぐらい、今回のこの施設の件に関しましてはいろいろな問題がありました。議会としても本当に今回の件というのは全く政局じゃない、利権じゃない、本当に純粋にこの問題は何ぞやということから調査に入っていったんです。やはりこれをちゃんと真摯に受けとめて、本当に当局も対応すればこんな問題にならなかったはずなんです。本当にちょっと些細なことがこれだけ大きく尾を引いたというのが自分らとしても本当に納得がいかない。こんな単純な問題をなぜここまで長引かせたのかというところで、私たちも本当にこの問題、やはり行政の意識を変える、議会もその意識を変えていく、本当に一緒になって問題意識を共有して一緒になって改革をしていきたいという中で、思ってたんですけど半年以上もこの問題を延ばしたということに、本当にうち議会として、一個人としても本当に今回はここまで引張ってしまったのかなということで、ちょっと何か納得がいかないという形でありますけれども、でも非を認めて減俸15%ということに至ったので、今後このようなことが二度とないように、やはり基本的に先ほどの県からの指導があったとおり、やはり村の施設である以上、それはやはり税金でつくった施設である以上、村民から疑いを持たれるような施設であってはならないんです。疑いを隠すのではなく疑いはすぐに晴らす、それが基本ですよ。その基本を忘れてしまったときに、本当に行政というのは暴走してしまう。ここだけは肝に銘じてこれからも行政運営をしていただきたいということと、やはり今回の件、なかなかまだ村民に対して、この具体的な内容というのを理解していない。そういう中でいろいろなうわさも出ている。何のためにしているんですかとか、何か癒着があるんですかとか、こういううわさが出ている。これに対しては自分らとしては本当に納得がいかない。そういうことで最後に村長、副村長、この問題に対して議会はどのような対応を行おうと思っているのか、これが本当に何なのか再度こういう議会が全くわからないところではこういううわさが広がっている。本当に真剣にこの問題に取り組んできた議会側としても、そういううわさが立つのは本当に納得がいかない。再度ですね、本当に村長、副村長、この問題に対してこうであったと、はっきり言ってその疑いを晴らしていただきたい。再度、最後に答弁を2人に求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

一連の茸の件につきましては、いろいろ議会からも御指摘、いろいろな角度から御指摘をいただきました。これについてはですね、本当に反省すべきところは反省をして、今後直すべきところは直して、しっかりとやっていきたいと思っております。その中で村としては先ほど政局の話も出ましたけど、そういうことではなくて議員としてしっかりと村民の目線に立って、そして行政の改革、そして議会みずからも改革していくと、こういう意思につきましては私は理解をしているつもりであります。そういう意味では今後こういうことがないように、先ほども何度か申し上げておりますけど、本当に今回のことを反省を踏まえて、しっかりと頑張っていくことが村民に対しての一つのおわびにもなるのかなと考えておりますので、これまで以上にしっかりと村政運営をしていきたいと、このように決意をしているところであります。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 村長から説明がありましたとおり、今後とも今までのように不手際とかが起こらないように、指摘があったとおり善処して対処していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 1点だけですが、ちょっと確認します。平成18年4月から今帰仁きのご園に経営が乙羽有機から譲渡されまして、その中で常任役員1名、それで監査委員1名が登記されている…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時56分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 村長の減俸問題ですけれども、その減俸3月31日までに、3月から5月までやるということでありましてけれども、まだ疑問に残っている点を3月31日までに解明すると。その解明を3月31日までという形での日付を打ったわけですけれども、これがもしできなかった場合に、その減俸がまだ30%になるのか、20%になるのかですね、その日付に対しての確約をもう一度お願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

先ほどの御質疑の中で機械設備工事の台帳に記載されている件についての解明でございますけれども、これが解明できなかった場合にはどうなるかということではありますが、これは一連の先ほどから申し上げているとおりに、すべて関連している中ですべて包含して、今回、村長、副村長の減給についての処分をしているわけでありまして。そういう中で今回3月31日まで最大の努力をしているということを申し上げておりますので、私は3月31日までにその解明ができるように最大の努力をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 きのご園もいろいろな不適切だという形で契約の問題、いろいろに対しての減給だという形でありましてけれども、1つだけ確認したいのは、今まで監査委員として登録されている方、代表取締役の方、5月30日に再契約されているわけですがけれども、その方々は今現在、登記上生きている格好になっているわけですね。その監査委員の方々たちも1回も監査したことがないということでありまして。取締役にしても取締役会に1回も参加したことがないと、そういう状況の中で村としての対応はどういう形で対応していくのかですね、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

監査役についての監査が実行されなかった件についても、今回の減俸の理由の中に入っていたかと思っておりますので、今後は監査についてもきちっとするという指導をしながら、監査役そのものに、その方についても専門家を含めて変更していこうということで、運営協議会の中でも発言をして乙のほうとも了解を得ているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 専門家を入れて監査も随時やっていくという形であるわけですがけれども、今まで監査委員で登録されている人に対して村として、今帰仁きのご園として謝罪も何もなし。その報酬も何もなしという形でいくつもりなのか、それは謝罪して一筆入れるなり、頭を下げるなりという形での謝罪があるのかどうか。今まで名前は貸したけど、名前は載っているけれども監査もしたことがない、この会社がどこにあるかわからないという状況の中で、名前を借りてきたことに対して、どういう対処の仕方をするのか村当局の見解を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 監査委員と地元の役員についてはですね、おいおい聞いております。それについては村のほうからいきさつについて重々説明をしながら謝罪をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 減俸の件ですけど、なぜ北部振興策で今帰仁村がつくって甲か乙か、あれが反対になっているわけです、契約が。普通は甲が、つくった人が有利になるべきなのを運用している人が有利になって、いろいろ資料を出しなさいと言ったら出さない。そしてこれはおかしなことで、北部振興策なら今帰仁の方々でやりたいという人がいたわけですね。平成18年度に。それをわざわざいくらかかるからと言って断らせて9,700万円、当時は1億円だったはずですよ。しかし明細では3,000万円しか見えないと。そして議会に追及されて今現在になっているわけですよ。そうすると、なぜ監査委員もいながら、また役員もいながら1回もやったことがない。これは村長、副村長の15%というのは、本当に微々たる金なんですよ。今までの過ちを見ればですね。これだけで済ませる問題ではないですよ、本当は。特にこの件に対しては副村長が一番わかりますよ。なぜ乙が甲より上なんですか。規約でも何でも。甲がつくって貸しているんでしょ、向こうに。甲が契約を何か解除できれば話はわかるけど、乙が言うようにしか契約が結ばれていない。そんなでたらめな契約がありますか。平成18年からずっと私らが指摘しているんじゃないですか。今、ここに来てこうやって問題が大きくなった、はい15%そういった格好で村民が納得すると思いますか。これはもうちょっと早目に契約を結ぶ時点で甲が上であって、乙が上ということは絶対あり得ない契約なんですよ。それぞれに対して15%のカット。非常に私は安い罰だと思ったんですけども、それで副村長の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 本来契約というのは甲乙同等というのがあります。確かに処分の内容に書いておるとおり乙のほうに有利になったという結果的にですね、去年の6月あたりから結んだものが乙に有利になるという契約を結んだというあれはございます。その反省に基づいて今はこちらのほうの弁護士のほうで調整しながら議会の皆さんにも説明したとおり、自分の今までの契約を全部修正をかけて弁護士と調整しながらそれについて提案をして契約を結ぶということで今進めているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時08分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 村長から減額については申し出がありましたとおり、それについては村長の意

思に従おうと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 副村長、私が前に言ったとおり、これは間違っていたという反省のあれですね、契約。本当は村が甲で、乙の言うとおりにやるのはどこにもないですよ。どこの契約にも。そうじゃないですか。乙の言うとおりにやると、自分がやりたくなければ返すと。そういう話はないんですよ。甲が上であって乙は下ですよ。だから平成18年から喧々諤々やって、現在に至ってこうやってきょう暴露された。それぞれに対して15%のカット。副村長、それについて反省はしているんですか、していないんですか、それだけ聞いてから終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 先ほど申し上げましたとおり、去年の6月10日に結んだ契約書が乙にどちらかというより有利になるように契約を交わされていたので、今の条例の一部改正を申し出ているところであります。今までのことは重々反省しながら村長ともども進んでいきたいと、そういう気持ちでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 私は村長には聞いていない。副村長は反省しているかと聞いているんですよ。この件に一番詳しいのは副村長でしょう。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後4時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後4時12分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 先ほど申し上げましたとおり、去年の6月10日に結んだものについて乙のほうに有利になっているという結果がございますので、それについて今の議案提案を村長ともども出してしております。去年から今までの契約内容についてはちょっと村が不利になる契約が結ばれているものですから、それについて反省して今の条例を提案している次第でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

5名の同僚議員からたくさんありましたけれども、まだ幾つか質疑がありますので、まず1点目ですが、この提案理由の中にありますとおり、契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等、一連の不手際を厳しく受け止め、村長の給料月額及び副村長の給料月額を減額するためと。そして内容にもかなり厳しい村長みずから申し上げておりましたし、私もそれは今までの例からはないような厳しい提案だと見ております。ただ、その割にはですね、これぐらいの厳しさがあれば、厳しいと見ていれば通り一遍の条例案を副村長が読み上げた後でも、せめて本人からまずは謝罪があつてほしいなと思っておりましたけれども、同僚の何名かから促されてやっと出てきたという、とても残念なことであります。その点でまず、いま一度その件について村長の考え、それからこの内容にあります15%の3カ月という提案はですね、だれから出てきたのか、ここではっきりさせていただきたいと思います。我々議会から申し上げたのか、村長みず

から提案したのか、そののちをしっかりと答弁していただきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 今回の減給処分につきましては昨年の3月、6月議会、9月、12月の中でいろいろ議員の皆さんからも御指摘がございました。その中で先ほどから申し上げていますように4点ほどの問題点があると認識をしております。それはですね、本当に反省をして今後こういうことがないようにということで、今回の減給処分にみずから、私のほうから15%と、いろいろな考えはありました。5にするか、10か15かとありましたけれども、私はこれまでの減給についてもある程度知っているつもりですけど、これまでにない減給をしてですね、みずからを律していきたいということでもあります。そういう意味では当然、村長と副村長は同じ気持ちであります。そういうことと今後の問題でございますけど、先ほどから申し上げましたとおりに、これまでの行政運営に対して記録を含めて、これを行政全般の問題として受けとめて職員に対しても今後、緊張感を持って行政運営をしていくという一つの私の決意をそこであらわしているわけでありまして。今後とも皆さんから、きょう午前中から午後まで休憩というか、その中でもいろいろ御指摘がございましたけど、今後、本会議でもいろいろ御質疑がありました。それを本当に反省をして今後、行政運営に全力で取り組んでいきたい、そういうふうに今考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長の今の真摯なお言葉にあらわれていると思います。そこでですね、その理由の中にあります不適切な履行の中の変更契約、これは言うまでもなく9月議会からずっと出てきておりまして、12月議会でもこれについては経済課長からも提案がありまして、提案を変更すべきであると、もう既に案も出ていると聞いております。そこで、この3月31日までにはすべて決着をつけるというふうに先ほど答弁がありましたので、この新しい契約書、いわゆる変更された契約ですね、とてもがんじがらめになっているというふうに思っております。この契約書の変更の履行についても、もう今の契約された内容からすると6カ月前に申し上げないとできないということですので、最低でも6月以降にしかならないと思いますが、それなりのこれから後の実行ですね、それはどのようにするのか。まだこの5名の議員の質疑の中にはなかったものですから、それについて、どこでどのようにして変更契約を直すと。そして当然それについては相手方に申し上げなければならないだろうということもありますので、そののちを再度答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

御質疑の内容としましては昨年の6月10日に変更契約しました内容については甲の権利といいますか、乙のほうが有利になっているのではないかとということで御指摘を受けながら、まず我がほうの村の弁護士に依頼しまして、この変更契約を見直す契約書の原案については議会にもお示ししているようなところで、それについて私どもの弁護士と乙の弁護士と既に協議に入るようにということで依頼をしているような今の状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後4時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後4時18分)

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいま答弁漏れがございました。スケジュールについてはですね、今我がほうの弁護士に依頼して乙の弁護士と協議が入って、いつごろまでということはまだ回答は得ていないような状況でございまして、それについては一度催促はしていますけれども、なかなか弁護士の公判とか仕事の関係で、いつごろということはまだ承ってはおりません。ただいま質疑もありましたので早目に我がほうの弁護士に問い合わせしていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 早目にやるということで理解したと思えます。それからですね、今回の本日の臨時会に当たりまして前もって資料請求したら、きょう出ておりましたので、この請求の内容について協議をしたいというふうにただ簡単に書いているわけですが、実際には12月26日の議会と当局との話し合いの中において報告がありまして、その報告どおりに今議会、いわゆる2月臨時議会に提案するというふうに2つほどの案件が出されております。この1つがいわゆる今回出ております3カ月100分の15ということで、もう1点はですね、解除の申し入れについて文書を1月中旬にも提出すると。そして合意解約について協議をし、再契約は行わないというふうに書かれております。これは全協の中でも確認をしておりますが、この本日の本会議中でそれについては村長の口からぜひ断言していただきたい。解除の申し入れについては既にやっていると思えますが、そのことも。それから再契約も行わないとということをぜひこの本議会、本日ここではっきりと申し上げていただきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

寛政議員から2月9日付で資料の提出ということで、茸生産出荷施設に係る契約者の契約解除通知の内容について資料請求がございました。この件につきましては先ほど寛政議員から説明がありましておき平成23年12月26日に今帰仁村茸生産出荷施設に係る対応等について報告という中で、1月中には解除の申し出についての文書を今帰仁きのご園に送付しということになっておりましたが、解除の申し出についてはきのご園の債務不履行、あるいはまた契約に対する明白な条例違反等があったときには甲、いわゆる村のほうから解除の申し入れをすることができますけれども、弁護士との条例関係規則の解釈等についても含めて弁護士の見解では今帰仁きのご園において債務不履行、それから明白な条例規則等の違反が確認できないという見解がありましたので、解除の申し入れについては見送っているという状況で、そういうことでできるだけ早く同代表取締役と合意解約についての協議を行うという観点から、平成24年1月27日に茸生産出荷施設の合意解約に向けての協議について通知をして進めているところでございます。そういうことから資料請求にあつたきのご園からの回答については提出できない状況にございました。経過については以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後4時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後4時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

今帰仁きのご園との契約の件でございますが、この件につきましては村といたしましては先ほどありましたように1月27日に話し合いの申し出をしているところであります。その前に副村長から契約はしないという方向で話を進めていきたいということを申し上げております。その中で常々、議会でも申し上げているわけでありますが、地元で運営をする会社がいるかということもいつも申し上げておりますが、丸野社長も地元のほうで運営会社、引き受ける会社がいれば運営を引き継ぎたいということを再三話をしております。そういう意味ではですね、先ほど運営協議会を来週にでもということでも申し上げたわけでありますが、その中でやはりこの件についても村としては受け皿がありますので、契約を解除して地元で運営させたいということを申し上げていきたいと思っております。先ほど御質疑がありました再契約はしないという方向でしっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長に確認をした、私は理解し再契約はしないということはしっかり議事録にとまっているものと理解します。そこでですね、先ほど9番議員からもありましたが、去年の資料の中にもちゃんとあるんですが、いわゆる今回の村長及び副村長については平成24年2月1日から平成24年4月30日までの3カ月間という期間を定めていたんですが、本日のこの提案の中は1カ月おくれの、いわゆる3月1日から5月となっております。これはたかだか月が変わっただけと思うかもしれませんが、村長は先ほどから申し上げているとおり大変重く受けとめていると。内容についても今まで以上に重要だというふうに言っているわけですので、それをここで示すためにも本来ならば3月、先ほどもありましたね、3月31日までに決着をつけると。であれば、この減俸についても今年度内に終わらすような努力ができなかったのかと。いわゆる2月1日、本日の議会ですでに1月から3月までと、遡及という方向もあると思います。というのは、やはり4月の予算を来月組むわけですので、新年度にこれを引きずっていくというのは村長としても余り気色のいいものではないだろうと思いますし、それから、もう6カ月前から出ているその問題ですので、できたら年度内に終わらせたいというのがあるかと思えます。これは事務方にもお尋ねしたいんですが、総務課長、不可能じゃないと思うんですね。これまでも遡及というのは何度もありましたので。だから今回、その3カ月の減俸というのを公布の日からさかのぼって1月から3月までというふうにすれば来年度の予算には支障がないものだと思います。その点をできるものかどうか伺いたい。

それともう1点です。先ほど村長、副村長とも重く受けとめて同率の15%というふうには書いているんですが、私は村長と副村長とでは責任の度合いが大分違うものだと思っております。どちらもそれは思いはあると思うんですが、同率の15%でいいものかどうか、両方の管理者、村長、副村長にそれはぜひ感想を聞いていきたいと思えます。今の2点ですね、それぞれ総務課長も含めて3名の答弁を求めていきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

11番議員から質疑がありましたとおり、平成23年12月26日の報告においては確かに平成24年2月1日か

ら平成24年4月30日までの3カ月間と、月数もそれから減額の率も同額同率ではありますけれども、今回その支給減額期間について3月1日から5月31日までの間ということで、年度をまたがる結果になりましたのは、これにつきましては給与支給事務の観点と、それからまた年度をまたがることについて市町村課とも協議をしながら3月1日から5月31日までということになった次第でございます。また、遡及というふうに申しあげましたけれども、不利益遡及という原則もありますので、そういったことも考慮しながらですね、今回、先ほどの支給事務それから予算等の関連等も含めて3月1日から5月31日までの翌年度にまたがった次第でございます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

村長と副村長の減額、同じではないんじゃないかと、責任の度合いが違うんじゃないかということがありますが、私はこの件につきましては村長と副村長は責任は同じだというふうに理解をして同額にしております。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 村長がおっしゃったとおりでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第2号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第2号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1、施設の名称 今帰仁村乙羽岳森林公園
2、指定する団体 今帰仁村字今泊3570番地
上間商店株式会社
代表取締役 上間宏明
3、指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の規定により、本案を提出します。

以上です。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- 11番 東恩納寛政君 議案第2号 指定管理者の指定についてですが、提案理由では規定によりとだけあります。詳細な説明を求めたいと思います。例えば公募とかですね、現管理者がどの時点で契約が切れてどうなったかということについて、詳細な説明を求めます。
- 議長 久田浩也君 経済課長。
- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

指定までの経緯ということですが、現在の指定管理者が平成24年3月31日付で契約が切れる予定になっております。それに伴いまして昨年の11月、村広報において管理者募集をいたしました。申し込み期間は11月7日から11月30日までの申し込みを期限として募集をいたしました。そして12月に入りまして課長会、選定委員会ですね、選定委員会の中で選定方法の説明をいたしております。12月20日にですね。それによりまして12月26日に申込者に対する説明会を実施している状況でございます。説明会の中で管理運営の仕様書、選定基準等の配付を行いまして事業計画の提出を年が明けまして1月13日までに提出ということで行いました。そして1月16日に指定管理者選考委員会を開催しました。それに伴いまして翌週の23日までに採点表を提出していただきまして、1月30日に採点結果報告をしております。そして、それに伴いまして今議会の提案となっております。スケジュールとしては以上ですが、応募者は3社ございました。まず1社目は、今提案しております上間商店株式会社、もう1社は合同会社エフアイ企画、3社目が農業組合法人大西農業生産組合の3社が応募をしております。その結果、点数では上間商店株式会社が1位という結果になっております。そして、今回の指定管理者の議会の議決を求める提案となっているような次第でございます。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時38分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時40分)

ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 議案第2号について、ちょっと説明を求めます。実際この指定管理者なんですけれども、どのような内容なのか、またどういう金額で受けているのか、その詳細を教えてくださいと思います。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

ただいまの御質疑にありました、どのような仕様で運営を任せているかということですが、これは今帰仁村乙羽岳森林公園施設の管理運営仕様書ということがございまして、その中で説明しておりますけれども、かいつまんで主な点を管理期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間、施設規模についてはバンガロー等々、総合案内施設、キャンプ場、シャワー室等々がございます。全体的には7,620㎡の施設規模になります。その業務内容としましては建物内外の清掃とか公園内の草刈等、遊具の維持管理、施設のバンガローキャンプ場利用者への対応等です。そして公園内の美化作業、管理棟の維持管理等々がございます。それを運営管理。それとですね運営補助金といたしまして年間100万円を計上しております。支払い方法は四期に分けて支払うということ等がございまして、それに基づきまして各社より計画書を提出していただきまして、この仕様に基づいて各社より事業計画書を提案していただきまして、審査委員会の審査に付したというような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 これはいろいろバンガロー等、いろいろな管理をしていますけれども、この宿泊の料金に対しては、これは役場に入るものなのか管理者に入るものなのか、どちらになるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

施設の料金の徴収はこの指定管理者が行いまして、指定管理者の収入となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今行っている指定管理者の方は年間どれぐらいの宿泊客数がいて、どれぐらいの収入があったのか。またこれは今後また補正を組んで追加していくようなものがあるのか、今まではずっと100万円で維持管理をさせていたのか、お伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後4時44分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

その施設の使用料ですね、全体額で申し上げますと過去3カ年のバンガローとバンガロー大・中とキャンプ場の使用料ですが、平成20年度が267万9,900円、平成21年度が225万3,200円、平成22年度が178万2,500円となっております。施設維持管理のための委託料の100万円の補正を考えているかということですが、それについては補正等は考えておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第

55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 100万円の維持管理ということで、じゃあもうバンガローとかの補修とか、その辺はこれでやるのか、またそれは別枠で経済課が予算をとってやるのか、基本的に今確認したいのは、この辺の補修に関しては役場が持つのかの確認の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

電気料、水道料、ガス料、電話料等々、維持管理に必要な費用については指定管理者が支払うと。そしてバンガロー等の補修については経済課、役場で行っているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「議案第3号 平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第3号

平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,543,559千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年2月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,133,875	1,393	2,135,268
	1 地方交付税	2,133,875	1,393	2,135,268
19 繰入金		187,594	△1,000	186,594
	1 繰入金	187,594	△1,000	186,594
歳入合計		4,543,166	393	4,543,559

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		742,193	0	742,193
	1 総務管理費	620,863	0	620,863
3 民生費		1,304,950	720	1,305,670
	2 児童福祉費	492,040	720	492,760
4 衛生費		319,541	△546	318,995
	1 保健衛生費	146,978	△546	146,432
6 農林水産業費		446,852	36	446,888
	1 農業費	412,334	36	412,370
8 土木費		115,874	183	116,057
	5 住宅費	12,042	183	12,225
歳出合計		4,543,166	393	4,543,559

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額		
		県	一般財源	計
農業災害対策特別資金利子補給金事業	平成24年度から平成28年度内	9,210	9,210	18,420

次は7ページをお願いします。11款1項1目地方交付税、補正額139万3,000円の増は普通交付税の増で
ございます。

次の8ページをお願いします。1目繰入金の減の100万円の減は1節の減でございます。

次の9ページをお願いします。5目企画費の補正はゼロで、節の組み替でございます。

次の10ページをお願いします。3目保育所費72万円の増は18節備品購入費の増が主でございます。

次、2目予防費、減の105万1,000円の減の主な要因は委託料の減が主でございます。4目環境衛生費50
万5,000円の増の主な要因は需用費の増でございます。

次の12ページをお願いします。2目農業総務費の3万6,000円の増は需用費の増でございます。9目村
づくり交付金、補正はゼロでございますが節の組み替えでございます。

続きまして13ページ、1目住宅管理費の18万3,000円の増は需用費の増でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 平成23年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可
決されました。

日程第6、「議案第4号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第4号

工事請負契約について

天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区
2. 原契約の方法 ¥63,000,000
3. 変更契約の金額 ¥14,490,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5
株式会社 金良建設
代表取締役 金良敏夫

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸人

提案理由

天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区の設計変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

変更契約書、別添参照してください。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7.「議案第5号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君
議案第5号

工事請負契約について

与保城配水池築造工事 1工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|------------|---|
| 1. 契約の目的 | 与保城配水池築造工事 1工区 |
| 2. 原契約の方法 | ¥122,850,000 |
| 3. 変更契約の金額 | ¥5,208,000 |
| 4. 契約の相手方 | 今帰仁村字兼次128番地
有限会社 北山建設
代表取締役 山城 明 |

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

与保城配水池築造工事 1工区的设计変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

変更契約書、別添を参考にしてください。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。
これから「議案第5号 工事請負契約について」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第5号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「報告第1号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成24年2月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	与保城浄水場築造工事	2工区
議決された契約の金額	¥82,950,000	
専決処分した契約の金額	¥525,000	

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成24年1月18日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

変更契約書、別添でございます。

○ 議長 久田浩也君 これでは本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後4時58分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與那嶺 篤 哉

署名議員 座間味 邦 昭